

国民健康保険料について

住民課 内線325～327

国民健康保険料賦課額通知書を送付します

6月中旬に、平成22年度の国民健康保険料賦課額通知書を加入世帯の世帯主あてに送付します。

国民健康保険料は、6月から翌年3月までの10回払いです。納期限までに納付をお願いします。

■特別徴収（年金からの天引き）について

65歳以上75歳未満の方だけの世帯は、原則として特別徴収となります。詳しくは賦課額通知書をご確認ください。

なお、申請により口座振替に変更することができます。（申請してから口座振替に変更されるまで1～2か月かかります。）

■便利な口座振替をご利用ください！

保険料の納付は、納め忘れのない口座振替が便利です。預金通帳、お届印、賦課額通知書を持参のうえ、金融機関の窓口で手続きをしてください。

国民健康保険料のお支払いはお済みですか

国民健康保険制度は、加入者の皆さんの相互扶助で成り立っています。納期限内の納付にご協力をお願いします。

■特別な事情がなく保険料を滞納すると

- 1年以上滞納すると、被保険者証を返却してもらい、「資格証明書」を交付します。この場合、医療機関の窓口では、10割を負担することとなり、保険料の未納解消まで通常の被保険者証は交付されません。
- 病気や不慮のけがなどで入院する場合でも、1か月ごとの支払額をあらかじめ限度額までとする「限度額認定証」などの交付を受けることができません。

■納付が困難な場合はご相談を

保険料は、納期限までに納めていただくことが望ましいですが、特別な事情により困難な場合には、計画的な分納の相談にも応じています。

国民健康保険料（所得割）の軽減制度ができました

会社の倒産や解雇などにより離職された、65歳未満の方を対象とする保険料の軽減制度が創設されました。

この制度に該当する場合は、離職の翌日から翌年度末までの保険料（所得割）について、前年の給与所得を100分の30に軽減して算定します。

※対象は平成21年3月31日以降に離職された方です。

※軽減の対象は平成22年度以降の保険料です。

※該当する方は、印鑑と公共職業安定所が発行する「雇用保険受給資格者証」を持参のうえ、住民課に届出をしてください。

※「雇用保険受給資格者証」の記載内容によっては、軽減対象とならない場合があります。

妊婦歯科健診を受けましょう

保健センター 内線362

6月14日から妊婦歯科健診の助成を開始します。妊娠中はむし歯などが起きやすく、歯周病が進行すると、早産や低出生体重児の出産を引き起こすと言われています。

【対象】妊娠16～27週の方

※母子健康手帳交付時に妊婦歯科健診受診票をお渡しします。（すでに母子健康手帳を受け取った方で、対象週数に該当する方には郵送します。）

【負担額】500円

【回数】妊娠中に1回

【内容】むし歯菌、歯周病の検査など（健診の結果、要治療となった場合は、別途自己負担となります。）

平成22年度女性特有のがん検診 無料クーポン券を送付します

保健センター 内線361

がんの早期発見、早期治療のためには、がん検診を受診することが重要です。特に女性特有のがんについては検診受診率が低いため、この機会に受診するようにしましょう。

<対象者>

平成22年4月20日時点で湯河原町に住所を有する方で、平成21年4月2日から平成22年4月1日までの間に、以下の年齢になった女性（無料クーポン券と検診手帳を6月中旬に送付します。）

○子宮頸がん検診

年齢	生年月日
20歳	平成元年4月2日～平成2年4月1日
25歳	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日
30歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日
35歳	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日
40歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日

○乳がん（マンモグラフィ併用）検診

年齢	生年月日
40歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日
45歳	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日
50歳	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日
55歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日
60歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日

※対象者の方で、平成22年4月1日以降に町の集団・施設検診を受けられた方には、自己負担額分の助成のご案内が届きますので、手続きをしてください。

（無料クーポン券が必要となりますので、大切に保管しておいてください。）ただし、職場での検診、人間ドックなどで子宮頸がん検診・乳がん検診を受けた場合は、助成の対象にはなりません。

※平成22年4月21日以降に他市町村から転入され、他市町村の無料クーポン券をお持ちの方や対象の方で通知が届かない方は、保健センターまでご連絡ください。